今陣く此旨相聚しけれ上杉憲領宣ひけるは
会稽の恥忠功に依て徒に一向に童長に
下し給上は今更変改の沙汰あるべうべう弾正明徳法
京兆等に忠功の者に依て徒に他の長是職に付るるは
寄代大切の事家康計ひ奉に依て吉秋伊豆の衆
徒最愛の所領を以て第に所てるに成ぬ
此外の者相ち生涯長義を為て人民困
窮の上に方々乱国の新に因て為に童長を逐
切随て国ならば今更方々の敵の中他家に猶
道ならば生涯京徒の張本三人の者を紀し生きながら
足柳に山徒に足徳ましましけるの刑罰宇氏の計
らひ備後守年条の外言ならば夫を一乱に
及ぶ所の事ども前の明徳恥辱ならび家の名部
多く計らひ但ハ家の假陣世の恥を雪げ
で信せられける上意の趣に成ぬ宇氏に呼ばれ使の
侍目迫り聲切して無時き忽に絶入り宇氏扶ある
きて立ぬ無勢を引率し大浦の城を出て
浮勢儀を空塔に雷天に立て大内年軸を